

## 教職員の不祥事について

### 【処分の状況】

#### ① 免職

	被処分者	処分	処分日	概要
1	小学校教員	免職	H23. 10. 17	平成23年7月、17歳の少女に対し、現金を供与し、みだらな行為をしたとして、平成23年9月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反の容疑で逮捕された。（罰金50万円の略式命令）
2	特別支援学校教員	免職	H23. 10. 17	平成23年7月、銭湯において、所有するビデオカメラを紙袋の中に隠し、男性用の脱衣所内を撮影した。 その後、警察官に任意同行を求められ、平成23年8月、在宅で書類送検された。
3	中学校教員	免職	H23. 11. 11	平成22年3月及び同年5月、当時の勤務校の生徒に対し、わいせつ行為を行った。さらに、同年8月、当該生徒の画像を携帯電話で撮影し保存したとして、平成23年9月、「児童福祉法」違反及び「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」違反の容疑で逮捕された。その後、同年10月、横浜地方裁判所に起訴された。

#### ② 停職

なし

#### ③ 減給

なし

#### ④ 戒告

	被処分者	処分	処分日	概要
1	中学校教員	戒告	H23. 9. 29	平成22年12月、自家用車で交差点を直進する際、原動機付自転車と接触し、運転者に左腰椎横突起骨折等の傷害を負わせた。 さらに、この接触により歩行者2名に頭蓋底骨折等の傷害及び頭部挫創の傷害を負わせた。